

岩手県告示第501号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成25年岩手県告示第797号）で告示した繫温泉鳥獣保護区、紫波町新山鳥獣保護区、田瀬ダム鳥獣保護区、遠野市鍋倉城鳥獣保護区、西和賀町和賀岳鳥獣保護区、宮古市宮古鳥獣保護区、宮古市宮古湾鳥獣保護区、宮古市田老鳥獣保護区、宮古市区界高原鳥獣保護区及び二戸市天台寺鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

令和5年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の繫温泉鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の県道盛岡鶯宿温泉線と盛岡市と岩手郡雫石町の境界との交点を起点とし、起点から県道盛岡鶯宿温泉線を北東に進み大繫沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み民有林207林班と国有林盛岡森林管理署603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林208林班と国有林盛岡森林管理署603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林209林班と国有林盛岡森林管理署603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林210林班と国有林盛岡森林管理署603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林212林班と国有林盛岡森林管理署603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林212林班と国有林盛岡森林管理署602林班及び603林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み盛岡市と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の紫波町新山鳥獣保護区の区域の表示 紫波郡紫波町地内の町道新山線と電話ケーブル新山線との交点を起点とし、起点から町道新山線を南西に進み新山牧野と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み新山牧野と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み新山ゴルフ場と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北東に進みさらに南に進み電話ケーブル新山線との交点に至り、同点から同電話ケーブル線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の田瀬ダム鳥獣保護区の区域の表示 花巻市東和町地内の国道107号と田瀬湖満水線との交点を起点とし、起点から国道107号を南に進みさらに南西に進み県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道向田瀬線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国有林林班界との交点に至り、同点から同林班界を南に進み市道向田瀬線との交点に至り、同点から同市道を南に進み田瀬湖満水線との交点に至り、同点から同満水線を北西に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の遠野市鍋倉城鳥獣保護区の区域の表示 遠野市地内の来内川右岸とお多賀橋との交点を起点とし、起点から来内川右岸を上流に進み遠野第二ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を西に進み林道土室その1線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を南に進み林道土室その1線との交点に至り、同点から同林道を南に進みさらに北西に進み市道物見山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道城山線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道六日町線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道一日市新町線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みお多賀橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の西和賀町和賀岳鳥獣保護区の区域の表示 和賀郡西和賀町地内の国有林岩手南部森林管理署1182林班、1183林班、1184林班、1188林班及び1189林班の全部
- 6 変更後の宮古市宮古鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国道106号と市道牛伏線牛伏橋との交点を起点とし、起点から国道106号を東に進み県道宮古岩泉線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道板屋近内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道板屋室井沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道板屋岩船線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道長根岩船線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道近内線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道蜂ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道山口第2地区20号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み山口川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み閉伊川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道磯鶏金浜線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北東に進み小山田境に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進みさらに東に進み県道宮古港線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み県道宮古港線との交点に至り、同点から同県道を西に進み市道田鎖老木線との

交点に至り、同点から同市道を南西に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を北西に進み市道田鎖老木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を北西に進み市道牛伏線牛伏橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

7 変更後の宮古市宮古湾鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国道45号と宮古市と下閉伊郡山田町の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み閉伊川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を下流に進み宮古湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北に進み姉ヶ崎に至り、姉ヶ崎から閉伊崎を結ぶ線を南東に進み閉伊崎に至り、閉伊崎から宮古湾の海岸線を西に進みさらに南西に進み県道重茂半島線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み津軽石川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を上流に進み市道駒形藤畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道新町藤畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道藤畑繫線との交点に至り、同点から同市道を南に進み宮古市と下閉伊郡山田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、日出島鳥獣保護区を除く。）

8 変更後の宮古市田老鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の市道三王線と市道青砂里小港線との交点を起点とし、起点から市道三王線を南に進みさらに北東に進み市道小港海岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み小港漁港に至り、同漁港から海岸線を東に進みさらに南西に進みさらに南東に進み向須賀沢との交点に至り、同点から同沢を上流に進み浄土ヶ浜自然歩道との交点に至り、同点から同自然歩道を北西に進み田代川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み田代川水門との交点に至り、同点から同水門を北西に進み市道市街地47号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み臨港道路との交点に至り、同点から同臨港道路を東に進み市道田老漁港線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道青砂里小港線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

9 変更後の宮古市区界高原鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国道106号と市道大吹沢線との交点を起点とし、起点から国道106号を北西に進み宮古市と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林3229林班と民有林3230林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道大吹沢線に通じる牧道との交点に至り、同点から同牧道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

10 変更後の二戸市天台寺鳥獣保護区の区域の表示 二戸市地内の県道二戸五日市線と県道一戸浄法寺線との交点を起点とし、起点から県道二戸五日市線を北東に進み旧二戸市と旧二戸郡浄法寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み二戸市と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から同県道を南に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域